

各主体における監督体制に関する主な確認事項

確認事項1 <u>資金分配団体及び民間公益活動を行う団体における事業の適正な遂行を担保するための監督体制の構築</u>	P. 1
確認事項2 <u>不正等を行った資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対するペナルティ</u>	P. 2
参考1 指定活用団体に対する監督措置に係る手続きの流れ	P. 4
参考2 公益財団法人 日本財団 2号交付金補助業務規程(抄)	P. 6
参考3 公益財団法人 JKA 競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程(抄)	P. 7
参考4 競争的資金の適正な執行に関する指針(抄)	P. 8

確認事項1 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体における事業の適正な遂行を担保するための監督体制の構築

- ・指定活用団体は、法第22条3項により資金分配団体を監督することとされており、また、資金分配団体は、法第22条4項により民間公益活動を行う団体を監督することとされているものの、具体的にどのような監督を行うかについては規定されていない。
- ・国と指定活用団体の監督関係（①報告徴収、②立入検査、③（指定の）取消 等）と同様の監督関係を、指定活用団体と資金分配団体、資金分配団体と民間公益活動を行う団体についても構築することとする。

- 具体的には、内閣府が指定活用団体に対し法で規定されている監督行為と同様の監督行為を行うにあたり必要な事項を、
 - ① 指定活用団体が定める民間公益活動促進業務規程に規定する旨、基本方針に明記した上で、
 - ② 指定活用団体及び資金分配団体が作成する公募要領及び各主体間の契約事項に盛り込むこととする。
- なお、指定活用団体が民間公益活動を行う団体に対して貸付けを行った場合は、指定活用団体は民間公益活動を行う団体に対し、資金分配団体に対する監督と同様の監督を行うこととする。

（民間公益活動促進業務の適正な実施等）

- 第22条 指定活用団体は、民間公益活動促進業務を行うに当たっては、休眠預金等交付金に係る資金がこの法律並びに基本方針及び基本計画に従って公正かつ効率的に活用されるようにしなければならない。
- 2 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、この法律並びに基本方針及び基本計画並びに助成等の目的に従って誠実にその事業を行わなければならない。
 - 3 指定活用団体は、前項の事業が適正に遂行されるよう、前条第一項第一号の業務を行う場合にあっては資金分配団体を、同項第二号の業務を行う場合にあっては民間公益活動を行う団体を、それぞれ監督しなければならない。
 - 4 資金分配団体は、民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金を活用して民間公益活動を適切かつ確実に遂行するように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講ずるものとする。
 - 5 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の決定は、公募の方法により行うものとする。

確認事項2 不正等を行った資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対するペナルティ

- ・指定活用団体については、法第20条1項5号の規定において、内閣総理大臣から受けた指定を取り消された場合に以降3年間は指定を受けることができないとされている。
- ・不正等により指定活用団体から助成等の決定を取り消された資金分配団体についても、公募による選定の際に上記と同様のペナルティを課すこととする。また、資金分配団体から助成等の決定を取り消された民間公益活動を行う団体についても、同様の対応を取るものとする。

- 資金分配団体において休眠預金等の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合に備え、
 - ① 助成金等の返還に係る諸規定（参考2、3（6、7ページ）参照）に加え、
休眠預金等が厳格な運用を求められる性質であることに鑑み、指定活用団体が国から受けた指定の取消を受けた場合と同様に、
 - ② 公募の際に一定期間選定されることがないように必要な基準（参考4（8ページ）参照）を設ける旨を指定活用団体が定める民間公益活動促進業務規程に規定する旨、基本方針に明記した上で、指定活用団体が作成する公募要領及び各主体間の契約事項に盛り込むこととする。
- 民間公益活動を行う団体についても、休眠預金等の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合に備え、上記と同様の対応を取るものとする。
- なお、不正等により指定活用団体に助成金等を返還された資金分配団体については、民間公益活動を行う団体の事業に支障を来さないようにするため、可能な限り速やかに他の資金分配団体に業務及び財産等を引継ぐことを原則とし、やむを得ない場合に限り、指定活用団体に引継ぐ旨を、指定活用団体が定める民間公益活動促進業務規程に規定することを基本方針に明記することとする。その上で、指定活用団体及び資金分配団体が作成する公募要領及び各主体間の契約事項に盛り込むこととする。

（指定活用団体）

第20条 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「民間公益活動促進業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定活用団体として指定することができる。

一～四 （略）

五 第三十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者でないこと。

六 （略）

2～4 （略）

（指定の取消し等）

第33条 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

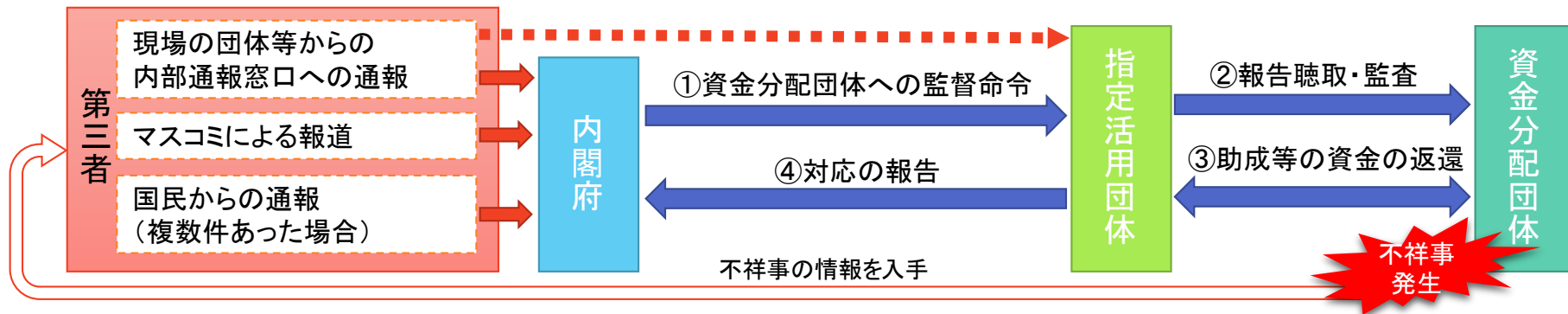
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行ったとき。

2 （略）

確認事項①、②を踏まえた不祥事発生等への対応案

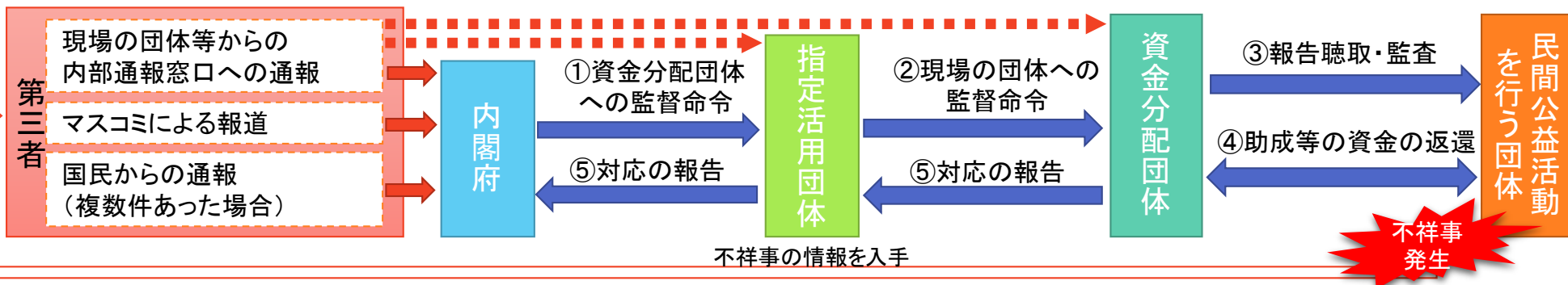
資金分配団体において不祥事が発生したケースの対応例

- ① 内閣府から指定活用団体に対し、**資金分配団体を監督するよう命令**（法31条）
- ② 指定活用団体が資金分配団体へ報告聴取・監査（立入検査）を行う（契約事項）
- ③ 助成等の資金の返還を求める（契約事項）
- ④ 指定活団体から内閣府に対し、対応について報告をする（法43条1項）

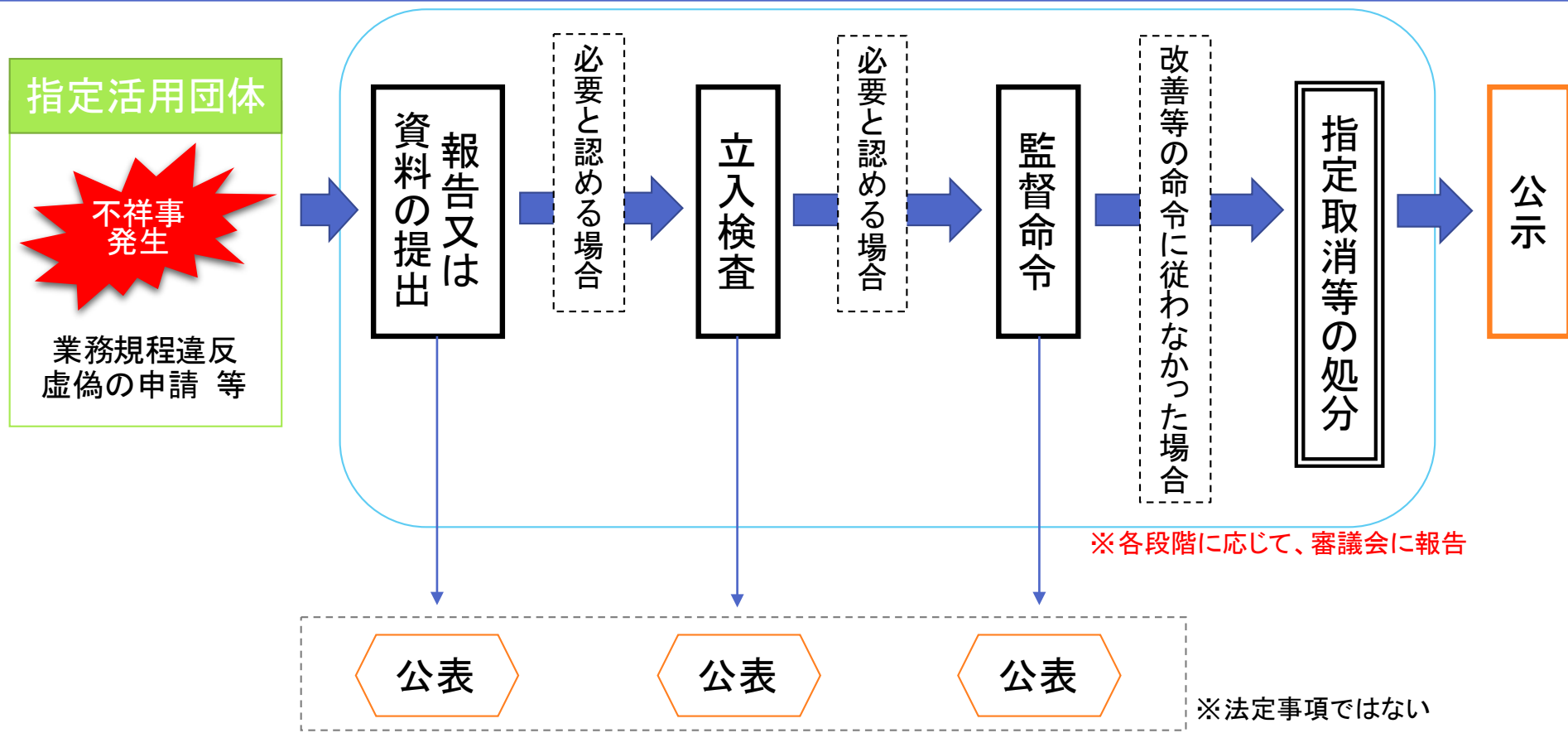


民間公益活動を行う団体において不祥事が発生したケースの対応例

- ① 内閣府から指定活用団体に対し、**資金分配団体に民間公益活動を行う団体を監督させるよう命令**（法31条）
- ② 指定活用団体から資金分配団体に対し、**民間公益活動を行う団体を監督するよう命令**（法22条3項）
- ③ 資金分配団体が民間公益活動を行う団体へ報告聴取・監査（立入検査）を行う（契約事項）
- ④ 助成等の資金の返還を求める（契約事項）
- ⑤ 指定活用団体は資金分配団体から対応につき報告を受け、その内容を内閣府へ報告する（法43条1項）



【参考1】指定活用団体に対する監督措置に係る手続きの流れ



第43条第1項
業務または財産の状況に
関し報告又は資料の提出
を求めることができる
(内閣総理大臣)

第44条第1項
業務または財産の状況に
関し立入検査をすること
ができる
(内閣総理大臣)

第31条
指定活用団体に対し、監
督上必要な命令をするこ
とができる
(内閣総理大臣)

第33条第1項
指定活用団体に対し、指
定取消または業務の停止
を命ずることができる
(内閣総理大臣)
第33条第2項
指定取消または業務の停
止を命じたときはその旨
を官報に公示
(内閣総理大臣)

【参考1】 休眠預金等活用法(抄)

(民間公益活動促進業務規程)

第23条 指定活用団体は、基本方針に即して民間公益活動促進業務に関する規程(以下「民間公益活動促進業務規程」という。)を定め、民間公益活動促進業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 民間公益活動促進業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

- 一 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準、助成又は資金の貸付けの申請及び決定の手続その他助成又は資金の貸付けの方法
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした民間公益活動促進業務規程が民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その民間公益活動促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第31条 内閣総理大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、指定活用団体に対し、民間公益活動促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第33条 内閣総理大臣は、指定活用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民間公益活動促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があったとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき又は第二十三条第一項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程によらないで民間公益活動促進業務を行ったとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は民間公益活動促進業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第43条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関(金融機関代理業者を含む。)若しくは銀行持株会社等(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次項において同じ。)又は指定活用団体に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2～3 (略)

(立入検査)

第44条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等(金融機関代理業者を含む。第六項において同じ。)若しくは指定活用団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～7 (略)

【参考2】公益財団法人日本財団 2号交付金補助業務規程(抄)

(報告の徴収)

第17条 財団は、第20条の規定によるほか助成事業の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者から随時報告を求めることができる。但し、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

(監査)

第18条 財団は、第15条の監査のほか必要と認めるときは、助成事業を監査することができるものとする。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

第20条 財団は、助成事業の監査を行うため必要があると認めるときは、監査員に助成事業者から報告を求め、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させるものとする。

2 監査員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(助成金の交付の決定の取消等)

第23条 助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、財団は、国土交通大臣の承認を得て助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を得、又は交付を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 第15条に規定する確定のための監査又は第18条に規定する監査を拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) 助成契約に違反した場合
- (6) その他この規程又はこの規程に基づく処分違反したと認められる場合
- (7) 法令又は定款に違反する行為をなす等著しく運営の適確性を欠くと認められる場合

(助成金等の返還)

第24条 財団は、次の各号の一に該当する助成金等があるときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 第11条第2項又は第3項の規定により物件を処分することにより得られる収入の全部又は一部。ただし、財団が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 第15条の規定により助成金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付している助成金
- (3) 第22条第2項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している助成金
- (4) 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に交付している助成金

2 助成事業者は、前項の規定により返還を求められたときは、定められた期限内に助成金等を返還しなければならない。

【参考3】公益財団法人JKA 競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする 事業の補助を行うための業務方法に関する規程(抄)

第6章 雑則

第15条 本財団は、前条の報告のほか、必要があると認めるときは、随時報告を徴収し、又は、補助事業者に対し、指導及び調査を行うことができるものとする。

(補助金の額の確定等)

第18条 本財団は、第16条の報告を受けた場合は、その補助事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認められたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するとともに、補助事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。

2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。

3 (略)

(補助事業確定後の監査)

第26条 本財団は、補助金の額の確定後2年間の期間内において必要があると認めるときは、補助事業の実施の適否及びその成果に関し、補助事業を監査することができるものとする。

2 (略)

3 本財団は、監査の結果、補助事業の実施状況及びその成果が著しく不相当と認められるときは、補助事業者に対し、所要の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第29条 本財団は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 第4条各号の要件に適合すると認められなくなった場合 ※第4条…事業遂行能力等補助事業者の要件を規定
- (5) 第9条に規定する交付誓約書等を提出期限内に提出しなかった場合
- (6) 第18条第1項の調査又は第26条第1項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (8) その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合若しくは指示に従わなかった場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(補助金の返還請求)

第30条 本財団は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができるものとする。

【参考4】競争的資金の適正な執行に関する指針(抄) (競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

3.不正使用及び不正受給への対応(別表1)

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務(以下、「善管注意義務」という)に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1)不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう)を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要(不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2)偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3)善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1.以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2~4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年	
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

※ 以下の場合には、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合